全農薬通報

No.274　　平成23年8月20日

********** もくじ **********

◎組合からのお知らせ
・行事報告
・組合員の動き等
・お悔やみ
◎主な行事予定
・全国農薬協同組合
・全国農薬業厚生年金基金
・植物防疫関係団体
◎農林水産省等行政からのお知らせ
・牛肉・稲わらからの暫定規制値を超えるセシウム検出に関する緊急対策の決定について
・暫定許容値を上回る放射線セシウムを含む稲わらの管理について（通知）
・原子力損害賠償審査会の「中間指針」について
・放射線セシウムを含む肥料・土壌改良剤・倍土及び飼料の暫定許容値の設定について
・我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言について
・農業生産工程管理（GAP）の共通基盤に関するガイドラインの改定について
・9月からの農水省組織の変更について
・平成23年度発生予察情報第6号
◎全農薬ひろば
・ノウゼンカズラ（凌霄花）

全国農薬協同組合
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル
電話 03-3254-4171　Fax.03-3256-0980
http://www.znouyaku.or.jp　E-mail:info@znouyaku.or.jp

組合からのお知らせ

1．農薬シンポジウム

①「サイエンスカフェ in いなば」～農薬は本当に必要？安全なの？

・日時：平成２３年7月2日（土）１４：００～１６：００

・場所：ＪＡ鳥取いなば　本店

・次第：

開会：全農薬鳥取県支部長　宮本隆夫氏

話題提供：全国農薬安全指導者協議会　会長　田中康貴氏

意見交換

閉会：全農薬　副理事長　宇野彰一氏

・参加人数：４６名

７月２日（土）「サイエンスカフェ in いなば、農薬は本当に必要？安全なの？」をテーマに鳥取市の「JA 鳥取いなばの本店会議室」をお借りして午後２時から開催。

話題提供者(講師)は、予定していた東京農業大学客員教授の本山直樹先生の突然のトラブルで参加できなくなると言った、最初から不安のスタート。

話題提供者を急きょ安全協会長の田中康貴に変えて実施。参加者からは農業生産者や一般消費者、流通業者等 46 名。そのうち半数近くを女性が占めた。

「サイエンスカフェ（農薬）」とは、農薬について科学的に一般の方々と専門家が喫茶店でコーヒーを飲みながら気楽にお話をするような雰囲気で農薬について皆で考えながら理解を深めて行こうというもので、今回は、本山先生が話題提供する予定の資料を用い、本山先生になったつもりの田中会長が話題提供者となって説明。

今日の農薬に対する社会的な警戒感の背景として、かつて使用された DDT,パラチオン、PCP などの印象などをあげ、農薬の進歩により人に対する毒性が小さくなったこと、現在の登録農薬との違いを説明した。特に現在の登録農薬は毒性や次世代への影響などに関する試験で国の基準をすべてクリアしていることや、病害虫から農作物を守ることで消費者に安全で安価なものが流通できていることを説明。農薬をよく理解し、デメリットを減らし、メリットがあるように使うことが大切だと述べた。また、最近では有機栽培や無農薬栽培が食の安全として宣伝

されているが、本当に安全なのかとして疑問を呈した。これに対し休憩時間に会場から「コミニュケーションカード（質問用紙）」を回収。質問を分類したのち、意見交換に入り、話題提供者の田中会長の他、鳥取県庁の担当者からも応援を受けながら質問者にびくびくしながらも懇切な回答がなされた。参加者は喫茶店で友達同士で世間話をするような気楽な感覚で説明を受けられ大変分かり易かったとの反応があったほか、本山先生の話も聞きたかったとの声も一部にあった。

写真は、閉会の挨拶をする全農薬宇野副理事長とホットした表情を見せる安全協田中会長。

②「農薬どさんこ塾 in さっぽろ」

・日時：平成２３年６月２２日（水）

・場所：札幌コンベンションセンター　小ホール

・次第：

第１部　基調講演「農薬とは？」：東京農業大学　客員教授　本山直樹氏

第２部　パネルディスカション「農薬についてＱ＆Ａ」

総合司会　橋本登代子　氏

パネリスト

東京農業大学　客員教授　本山直樹　氏　学生代表　安田瞬　氏

北海道植物防疫協会会長　児玉不二雄　氏　北海道　河野勉　氏

農薬工業会事務局長　内田又左衛門　氏　生産者代表　国岡正好　氏

・参加人数：１２４名

〇本山教授による基調講演

６月 22 日（水）北海道札幌市内の「札幌コンベンションセンター」において、一般消費者の皆様を対象とした全国農薬安全指導者協議会の農薬シンポジウム「農薬どさんこ塾 in さっぽろ」が開催されました。

第１部では東京農業大学客員教授本山直樹氏による「農薬とは？」と題した講演が行われ、「農薬とはそもそもなぜ必要なのか」「農薬の安

全性はどうやって保証されているのか」など、農薬全般についての知識をわかりやすく講演していただきました。

２部のパネルディスカッションは、参加者の皆様からの質問に、各分野の専門家が回答するというかたちで進められました。参加者代表として総合司会の橋本登代子様、酪農学園大学の安田瞬様はじめ、多くの方から多様な質問がだされました。

コーディネーターの北海道植物防疫協会会長 児玉不二雄先生の軽妙な司会のもと、こうした疑問・質問に、本山教授、北海道農政部食の安全推進局食品政策課主幹 河野勉氏、農薬工業会事務局長 内田又左衛門農学博士、また生産者を代表して「JA そらち南」代表監事 国岡正好氏の４人のパネラーが、ていねいに、かつユーモアたっぷりに回答。イベントは終始なごやかな空気の中進行しました。

第２部の総括として児玉先生は、「植物は外科的処置ができない分、農薬の重要性は高い。人が病気になると薬を飲むように、植物にも薬は必要であると考えていただければわかりやすいのでは」というまとめに、大きくうなずく参加者の姿も見られました。

閉会後、参加者には栗山町・由仁町産の新鮮野菜がプレゼントされ、盛況のうちにイベントは終了しました。　「 農薬どさんこ塾」の目的は、「多くの方に農薬について考え、学んでいただく機会を提供し、農薬に対する正しい知識を持っていただく」というところにあります。今後も様々なかたちで、このような勉強の機会を提供していければと考えています。

③「農産物の安全シンポジウムin薩摩」

・日時：平成２３年7月１４日（木）１３：３０～１６：３０

・場所：かごしま県民交流センター

・次第：

第１部　基調講演「農薬ってどんなものなの？安全なの？」

東京農業大学　客員教授　本山直樹　氏

第２部　パネルディスカッション

総合司会　末永安佳梨　氏（南日本放送アナウンサー）

コーディネータ　鹿児島県経済連　肥料農薬課　係長　清水洋之　氏

パネリスト

東京農業大学　客員教授　本山直樹　氏

鹿児島県病害虫防除所　病害虫防除室長　山口卓宏　氏

生産者代表　真鍋勝利　氏　消費者代表　永峯登美子　氏

（社）緑の安全推進協会　金口幸裕　氏

・参加人数：179名

生産者代表のパネリストとして出席した出水市のミカン生産農家の真鍋勝利氏は、自分は有機栽培、減農薬栽培を実践しているため丈夫なミカンの木を作り病害虫にかからないよういろいろな有機物を投入しみかんの根の細根を増やし、みかんの木が元気になるよう努めている。また、除草剤は使用しておらず、毎日が草との戦いであると言う。しかし、

まったく農薬を使用しないミカン栽培は出来ないという。特に、カメムシ、ゴマダラカミキリ、サビダニ、カイガラムシの防除は欠かせない。生協の方が「無農薬のきれいなミカンが欲しい」と言ってきたが無農薬ではきれいなミカンは出来ないことを理解してほしい。と自分のみかん作りを紹介。

また、農薬生産者側代表のパネリストとして出席した金口幸裕氏は、農薬の安全性を飛行機の安全性に例え、今、飛行機は安全であるかどうか市民段階レベルでの議論はもう起きていない。十分安全は確保されている。じゃあ絶対事故は起きないかとなるということになると、それは、もしかしたら事故は起きるかもしれない。しかし、全力で人間の出来る努力で事故が起きないようにして飛ばしている。じゃあその飛行機というのはぎりぎりの性能のところで乗客を乗せて飛んでいるのかというと、そんなことはないですね、十分な余力を持って飛んでおります。燃料ぎりぎりで着陸なんかしてません天候が危ないと思えばルートを回避したり、欠航したりして対応しております。そういうことで安全が保たれて我々は安心して快適に乗っている。

農薬も、もう普通に考えて“安全性はどうなの”という議論は、私の感覚ですが、それは、ほぼ終わりかなと思っております。と言うのは、メーカーが十分な試験成績を提出してこなければ、その安全性について評価されません。そして、評価するのは業界団体の内輪でやっているわけではなくって、専門の先生方によって客観的に評価されています。そして、正しく使用される限りにおいては、問題は起きないということが確認された上で商品になっておりますので、安心して登録事項に従ってお使いください。また、怪しいものに対しては“本当だろうか”というところから議論を組み立て直して、怪しいほうの商品に手を出してしまって不幸なことになってしまう事のないよう注意しましょう。まあ怪しい商品の使用は悲劇だと思っております。これまで、農薬については、本山先生からご紹介がありましたように、いろいろな歴史がありましたので非常にネガテブなイメージをもっておられる方もおられると思いますが、その時代は終了したなと思っております。

時々各地で開催される管理指導士等の講演会でお話をする機会がありますが、最近では“農薬の安全についての話はもう十分聞き飽きているのでいいです”と言うように農薬を扱う管理指導士の間では十分農薬の安全性について浸透していると考えております。と紹介された。

最後に、シンポジウム開催にご尽力された鹿児島県安全協幹事折田さんが安堵感を顔にたたえながら閉会の挨拶をされた。本当にご苦労様でした。（m）

2. 全農薬受発注システム利用メーカー協議会

・日時：平成２３年7月１２日（火）１５：３０～１７：００

・場所：全農薬９Ｆ会議室

・議事：

全農薬受発注システム利用メーカー協議会会則について

（会員である全農薬受発注システム利用農薬メーカーが１０社となりました）
全農薬受発注システム利用メーカー協議会担当者名簿確認について
全農薬受発注システム機能改善課題について
報告事項
その他
・出席者（メーカー名）：シンジェンタジャパン㈱、住友化学㈱、日産化学工業㈱、日本農薬㈱、Meiji Seika ファルマ㈱、石原バイオサイエンス㈱、三井化学アグロ㈱、サンケイ化学㈱㈱電算システム、事務局（堀江専務）

3. 第１００回植物防疫団体総務連絡会

・日時：平成２３年7月22日（金）１６：００～
・場所：農薬工業会会議室（Ａ）
・議事：
（１）事務引継について
（２）各団体行事予定（平成２３年７月～平成２４年６月）について
（３）情報交換
①節電実施策について
②その他（新法人移行等）
（４）その他
・出席者：全農薬事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問）

4. 第３７回常任幹事会及び賛助会員・安全協常任幹事打合せ会

「第３７回常任幹事会」
・日時：平成２３年7月２１日（木）、午前１０時３０分～午後５時
・場所：東京ガーデンパレス３階「白鳳」
・議事：
平成２３年度事業実施状況、事業費収支実績、中間報告について
平成２３年度農薬シンポジウム実施報告について
平成２４年度事業計画、収支予算（案）について
平成２４年度取扱商品（なめくじ駆除剤、殺鼠剤）について
その他
・出席者：
青木理事長、宇野副理事長、鈴木常務理事、田中安全協会長、上田安全協副会長
教育安全担当理事（北濱理事、山本理事、伊藤理事、石黒理事、松村理事、高津理事）
常任幹事（敬称略）（種市、小池、羽隅、古谷野、鈴木、田中、武市、阿部、神岡）
事務局（堀江専務理事、宮坂技術顧問、飯田）

「賛助会員・安全協常任幹事打合せ会」

・日時：平成２３年７月２１日（木)、午後３時１５分～午後５時

・場所：東京ガーデンパレス２階「高千穂Ａ」

・議事：

平成２３年度事業実施状況、事業費収支実績、中間報告について

平成２４年度事業計画、収支予算（案）について

その他

・講演：「ＪＰＰネットの活用と農薬の適正使用について」

講師：（社）日本植物防疫協会　出版情報グループ

情報ネットワークチーム　チームリーダー　植野　節子氏

組合員の動き等

１．支部長交替について

【島根県】

・支部長名：山陽薬品株式会社島根支店　部長　三浦洋（旧支部長名：大久保耕治）

・交替日時：６月２０日付け

2．組合員代表者変更

【長野県】

〇組合員名：株式会社アグログリーン

・代表者：小宮山　朝夫　氏（旧：武田晴之氏）

平成２３年７月６日付け

【茨城県】

〇組合員名：株式会社三幸

・代表者：武藤　紀雄　氏（旧：武藤靖氏）

・平成２３年８月付け（旧代表者死亡に伴う変更）

【島根県】

〇組合員名：株式会社ツチエ

・代表者：田中公浩（旧：土江清介）

・平成２３年７月２５日付け

3．組合員本社移転

・組合員名：株式会社ツチエ

・新住所：〒690-0111 松江市東津田町 1866-1

・業務開始日：平成２３年８月 25 日

・電話番号：０852－23－7666

・ＦＡＸ　：0852―23－7668

・平成 23 年８月 25 日

お悔やみ

【茨城県】

武藤靖(享年 67 歳)

株式会社三幸　代表取締役社長　武藤靖さんにおかれましては、６月２６日永眠されました謹んでお悔やみ申し上げます。社葬の日時等は以下の通り執り行われます。

・日時：７月１６日（土）午後１時～
・場所：セレモニア富士水戸駅南館
・住所：水戸市桜川２－５－１１
・喪主：武藤紀雄（長男）＊敬称略

【岩手県】

小田島　實（享年 87 歳）

小田島商事株式会社　代表取締役会長　小田島　實さんにおかれましては、７月２８日に永眠されました謹んでお悔やみ申し上げます。社葬の日時等は以下の通り執り行われます。

・日時（社葬）：８月２３日（火）午前１１時～
・場所：花巻市文化会館
・住所：花巻市若葉町３－１６－２２
・喪主：小田島欣一郎（長男）＊敬称略

主 な 行 事 予 定

[全国農薬協同組合]

平成２３年

９月 14 日（水）　第 38 回安全協常任幹事会

９月１５日（木）　第２５４回理事会

10 月３日（月）～7 日（金）第 75 回植物防疫研修会（日本植物防疫協会本部会議室）

１０月２５日（火）　監査会

１１月１５日（火）　第２５５回理事会

１１月１６日（水）　第４６回総会・第３４回全国集会・情報交換会（平河町海運クラブ）

１２月　８日（木）　第２５６回理事会

[全国農薬業厚生年金基金]

平成２３年

８月 24 日（水）　資産運用委員会(延期)

９月 16 日（金）　代議員会

[その他植防団体総会等]

平成２３年

９月８日（木）（社）日本植物防疫協会シンポジウム 13：00～17：00

テーマ：「植物検疫と残留農薬規制をめぐる内外の情勢」

会場：「日本教育会館一ツ橋ホール」（千代田区一ツ橋 2-6-2）

９月 28 日(水)第 26 回報農会シンポジウム（創立 50 周年記念パーティ）15:10～19:00

記念式典：15:10～16:50

・功績者表彰式 15:20～15:35

・記念講演 15:50～16:50

祝賀会：17：00～19:00（１６階『天覧の間』

会場：「北とぴあ」つつじホール（北区王子 1-11-1）

10 月７日(金)第 12 回 IET（残留農薬研究所）セミナー14:00～

テーマ：「環境負荷物質の免疫毒性学的評価」

会場：アルカデア市ヶ谷（私学会館）

農水省等行政からのお知らせ

1. 牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策の決定について

平成 23 年 7 月 26 日
農林水産省

東日本大震災について～牛肉・稲わらからの暫定規制値等を超えるセシウム検出に関する緊急対応策の決定～

農林水産省は、牛肉・稲わらから暫定規制値等を超えるセシウムが検出されている件に対する緊急の対応策を決定いたしました。

1.国産牛肉信頼回復対策のスキーム

汚染稲わらを食べた牛の肉の流通在庫については、消費者の信頼を回復するため、検査の結果暫定規制値を上回ったものを、事業実施主体が買上げ、処分します。

また、流通段階で停滞している出荷制限に係る県産等の牛肉について、保管経費等を助成します。

食肉流通団体が、上記の取組を行う場合に、独立行政法人 農畜産業振興機構(ALIC)が利子補給を実施します。

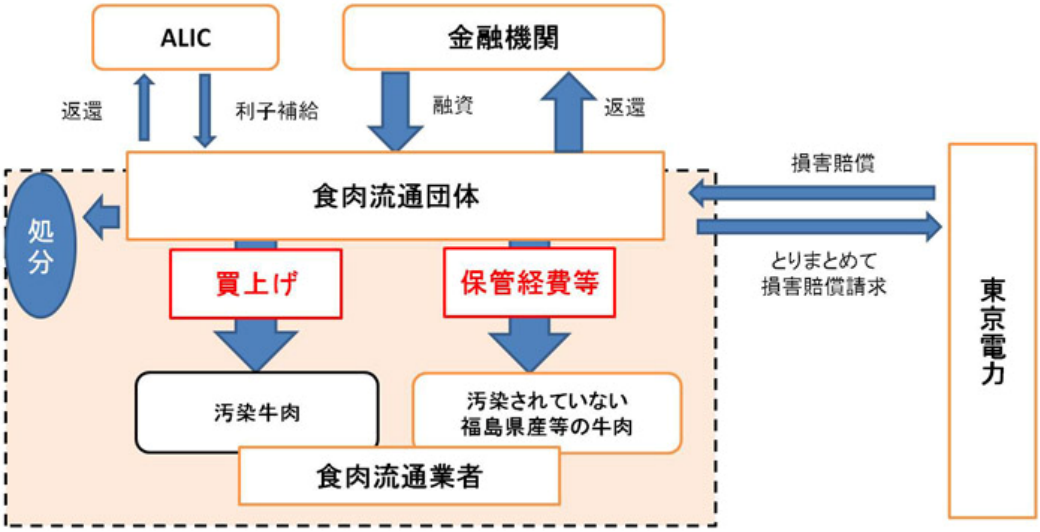

2.肥育経営の支援対策

(1) 肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン) の運用改善

7 月分から毎月払いを実施（通常は四半期ごと）します。

セシウム稲わら問題前の4～6月分については、前倒しして８月中旬に支払うよう努力。

福島県に対しては、4・5 月分を分離し、さらに前倒しして今月中に支払うよう努力（単価は暫定)。

(2) 畜産団体の農家への立替払いへの支援

事業実施主体が、対象県の肥育農家に対し、賠償請求額の一部（一頭当たり 5 万円）を立替払いする場合に、独立行政法人 農畜産業振興機構(ALIC)が利子補給を行います。

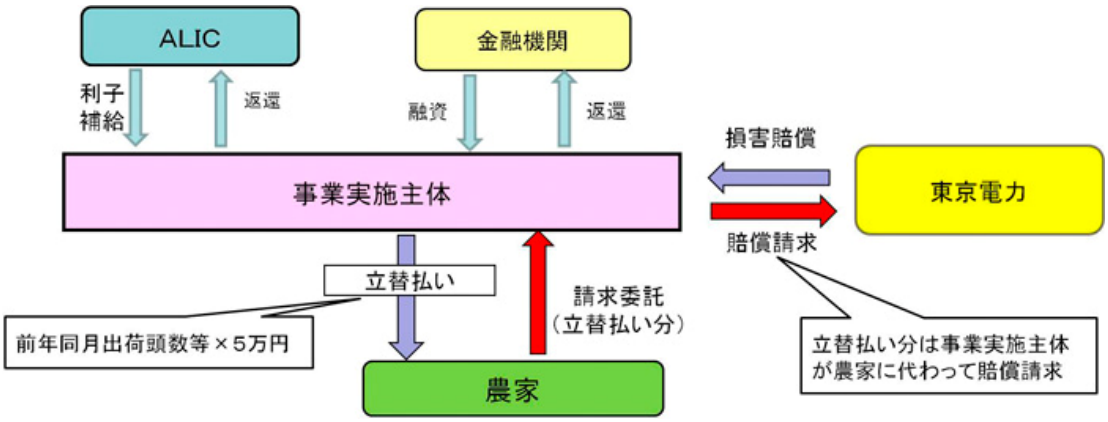

3.稲わら等の緊急供給支援スキーム

（1）代替飼料の確保に困る農家からの供給要請を受けた JA 等が農家に届けます。

(2) 飼料代は JA 等が金融機関から調達し、金利・保証料、輸送費を助成します。

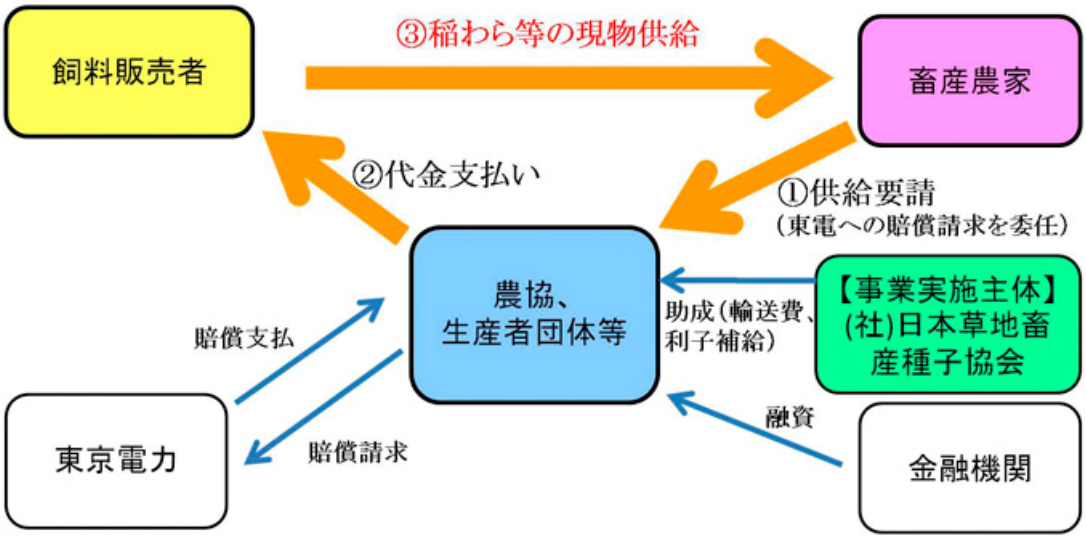

— お問い合わせ先 —

生産局畜産部食肉鶏卵課

担当者：木下、猪口

代表：03-3502-8111（内線 4940）ダイヤルイン：03-3502-5989

生産局畜産部畜産企画課

担当者：冨澤、浦嶋

代表：03-3502-8111（内線 4890）ダイヤルイン：03-3502-0874

生産局畜産部畜産振興課
担当者：小宮、田中
代表：03-3502-8111（内線 4916）ダイヤルイン：03-3502-5993

2.暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について

平成 23 年 8 月 19 日
農林水産省

暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらの管理について

農林水産省は、暫定許容値を上回る放射性セシウムを含む稲わらについて、当面の保管、移動等の管理の徹底について指導します。

概要

これまでの累次の調査を通じ、畜産農家に暫定許容値を超える放射性セシウムを含む稲わらが保有されていることが明らかになっています。このため、畜産農家等の被ばくを減らすために必要な取組み等をお願いしてきたところです。

今般、畜産物の安全性を確保するため、当面の汚染した稲わらの保管、移動等について留意事項を取りまとめましたので、都道府県は、これに基づき管理の徹底の指導を行っていただきます。

内容

1. 暫定許容値を超える稲わらの保管

(1) スプレー等で着色した上でシートで被覆し、牛舎、住居から離れた場所で保管するよう畜産農家を指導します。

(2) 県は稲わらを被覆したシートを封印し、定期的に数量、管理状況等の把握を行います。

2. 暫定許容値を超える稲わらの移動

(1) シートで包むなどの飛散防止措置、作業時のマスク、ゴム手袋の着用等の被ばく線量低減対策を指導します。

(2) 県は、積込みに際し立会い確認します。必要に応じ運転席等の遮へい措置を指導します。

(3) 県外移動の場合は、移動先等を確認し関係県に連絡します。

3. 暫定許容値を超える稲わらの処分

(1) 8,000 Bq/kg 以下のものは一般廃棄物として埋却等により処分します。ただし、当該稲わらが生産されたほ場へのすき込みは可能です。

(2) 8,000 Bq/kg を超えるものについては、被ばく線量低減の観点も踏まえた隔離一時保管方法を別途通知します。

〇通知文は以下のアドレスからご覧ください。

http://www.maff.go.jp/j/press/seisan/c_sinko/pdf/110819_1-01.pdf

3.原子力損害賠償紛争審査会は８月５日第 13 回審査会を開催し、以下の内容の中間指針を発表した。（文部科学省）

○「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針。(平成 23 年８月５日)

中間指針全文は以下のアドレスからご覧ください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/__icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf

4.放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

23 消安第 2444 号
23 生産第 3442 号
23 林政産第 99 号
23 水推第 418 号
平成 23 年８月１日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長
生産局長
林野庁長官
水産庁長官

放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料（家畜排せつ物、魚粉、わら、もみがら、樹皮、落ち葉、雑草、残さ等）が放射性セシウムに汚染され、これらを原料として生産された堆肥が高濃度の放射性セシウムを含有する可能性があります。

高濃度の放射性セシウムを含む堆肥を農地土壌に施用すれば、農地土壌中の放射性セシウム濃度が増加し、そこで生産される農作物の放射性セシウム濃度が食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の暫定規制値を超過する可能性が増大します。

また、個々の農家ごとに放射性セシウム濃度の大きく異なる堆肥を施用すれば、同一地域内に放射性セシウム濃度の大きく異なるほ場が存在することになり、地域を単位として実施している野菜等の出荷制限や作付け制限の前提が崩壊しかねません。

さらに、普通肥料の中にも堆肥原料を混入したものがあるほか、肥料以外に土壌改良資材や培土として農地土壌に施用されるものもあり、肥料・土壌改良資材・培土全般について慎重に対処することが必要です。

一方、米ぬか、ふすま、魚粉等の肥料原料は飼料の原料としても使われている場合が多く、飼料が家畜排せつ物・肥料を経由して農地土壌へ還元され農作物へ吸収されるといった物質循環があること、また、今後、平成 23 年産の飼料米、米ぬか、ふすま、稲わら、油かす等が直接飼料として、又は配合飼料等の原料として使用され、畜産物に放射性セシウムが移行する可能性があることから、飼料全般について、慎重に対処することが必要です。

こうしたことを踏まえて、放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防止するとともに、食品衛生法上問題のない農畜水産物の生産を確保する観点から、肥料・土壌改良資材（わら、もみがら等をそのまま農地土壌に施用する場合を含む。以下同じ。）・培土及び飼料（粗飼料及び濃厚飼料を含む。以下同じ。）についての放射性セシウムの暫定許容値を下記 1 のとおり定めました。

つきましては、各都道府県の肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の生産・流通・消費の実態を踏まえた上で、暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通が行われないよう、下記 2 により、関係者に周知の上、的確に御指導いただき、またその遵守状況を的確に確認していただきますよう、よろしくお願いいたします。その際、普及指導センター、家畜保健衛生所等の関係機関等も活用していただきますようお願いいたします。
なお、指導に際して、御不明の点がありましたら、遠慮なく、別添の農林水産省の担当課にお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

また、指導に際して、暫定許容値を超える可能性の高いものを中心に、肥料・土壌改良資材・培土又は飼料の放射性セシウムを検査することが必要となりますが、その方法等につきましては、別途御連絡いたします。（牧草については、「原子力発電所事故を踏まえた粗飼料中の放射性物質の暫定許容値の設定等について」（平成 23 年 4 月 14 日付け 23 消安第 456 号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）及び「原子力発電所事故を踏まえた飼料生産・利用等について」（平成 23 年 4 月 22 日付け 23 生畜第 186 号生産局畜産部畜産振興課長通知）で通知済みです。）

今般の措置に伴い、利用できない堆肥原料、堆肥、飼料原料、飼料等が大量に発生することが予測されます。（特に、堆肥原料については、農林水産分野だけではなく他の分野からも発生します。）
これらの保管・処分等については、「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」（平成 23 年 6 月 16 日付け原子力災害対策本部）に準

じて実施することとなりますが、保管・処理場所の確保等について、政府全体として検討した上で、方針をお示ししたいと考えております。

また、本通知に伴い肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産又は流通を断念したことにより発生した農業者等関連事業者の損害については、原子力損害賠償紛争審査会の議を経て適切な賠償が行われるよう、万全を期す考えです。

記

1．暫定許容値の設定

（1）肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

肥料・土壌改良資材・培土中に含まれることが許容される最大値は、400 ベクレル/kg（製品重量）

（肥料等を長期間施用しても、原発事故前の農地土壌の放射性セシウム濃度の範囲に収まる水準。

この水準であれば、農地への施用作業時の外部被曝が廃棄物再利用のクリアランスレベル（10 μSv/年。平成 23 年６月３日原子力安全委員会決定）を下回る。）

ただし、

1) 農地で生産された農産物の全部又は一部を当該農地に還元施用する場合

2) 畜産農家が飼料を自給生産する草地・飼料畑等において自らの畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合

3) 畜産農家に供給する飼料を生産している農家等が、当該飼料を生産する草地・飼料畑等において、当該飼料の供給先の畜産経営から生じる家畜排せつ物又はそれを原料とする堆肥を還元施用する場合 においては、この限りでない。

（2）飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

1)牛、馬、豚、家きん等用飼料中に含まれることが許容される最大値

300 ベクレル/kg（粗飼料は水分含有量８割ベース、その他飼料は製品重量）

（飼料から畜産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、乳 200 ベクレル/kg、肉 500 ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）

ただし、乳用牛（経産牛及び初回交配以降の牛）又は肥育牛以外の牛のうち、当分の間、と畜出荷することを予定していない牛に給与される粗飼料であって、その生産者自ら生産したもの、又は、単一若しくは近隣の複数の市町村内で耕畜連携の取組等により生産したものについては、例外的に 3000 ベクレル/kg（水分含有量８割ベース）まで使

用を認める。この飼料を摂取した育成牛は、肥育牛として 12 ヶ月以上肥育した後にと畜出荷すること。

2)養殖魚用飼料中に含まれることが許容される最大値

100 ベクレル/kg（製品重量）

（飼料から水産物への移行係数、食品中の暫定規制値（放射性セシウムについては、魚 500 ベクレル/kg）及び飼料の給与量から算出。）

※製品重量とは、配合飼料等、家畜に給与される製品段階の重量とする

2. 耕種農家、畜産農家等関係者に対する指導

（1）耕種農家向け指導

1)暫定許容値を超える肥料・土壌改良資材・培土を農地土壌に施用しないこと

2)肥料・土壌改良資材・培土を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に暫定許容値を超えていないことを確認すること

3)自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土を施用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

4)自ら生産した肥料・土壌改良資材・培土又はそれらの原料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・肥料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

5)自ら生産した飼料原料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（2）畜産農家向け指導

1)暫定許容値を超える飼料（粗飼料・濃厚飼料を含むすべての飼料）を牛、馬、豚、家きん等に使用しないこと

2)飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること

3)自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

4)自らの経営から生じた家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等に飼料その他の飼養管理状況に関する情報を適切に提供すること

5)めん羊、山羊及び鹿については、牛等と比べて放射性セシウムの畜産物への移行性が高いことから、飼料を含めた飼養管理についてより厳格にすること

（3）養殖業者向け指導

1)暫定許容値を超える飼料を養殖魚に使用しないこと

2)飼料を購入したり譲り受ける場合には、販売業者・譲渡者に、暫定許容値を超えていないことを確認すること

3)自ら生産した飼料を使用する場合には、暫定許容値を超えていないことを確認するか、都道府県と相談すること

4)自らの経営から生じた魚等の残渣・廃棄物又はこれを原料とする肥料又は飼料を販売したり譲渡する場合には、相手方の耕種農家・堆肥製造業者等又は畜産農家・飼料製造業者等に生産状況等に関する情報を適切に提供すること

（4）　肥料・土壌改良資材・培土の製造業者（堆肥センター等を含む）向け指導

製造した肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

（5）飼料の製造業者向け指導

製造した飼料が暫定許容値を超えていないことを自ら確認した上で出荷すること

（6）肥料・土壌改良資材・培土の販売業者向け指導

販売する肥料・土壌改良資材・培土が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

（7）飼料の販売業者向け指導

販売する飼料が暫定許容値を超えていないことを確認した上で、購入し販売すること

（8）肥料・土壌改良資材・培土又はその原料の集荷業者向け指導

肥料・土壌改良資材・培土の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況・家畜の飼養管理状況等の情報を適切に提供すること

（9）飼料又はその原料の集荷業者向け指導

飼料の製造業者等に販売する際に、その集荷したものに関する生産状況等の情報を適切に提供すること

― お問い合わせ先 ―

（堆肥について）

消費・安全局農産安全管理課肥料企画班,肥料検査指導班

ダイヤルイン：03-3502-5968
（土壌改良資材について）
生産局農業環境対策課土壌環境保全班
ダイヤルイン：03-3502-5956
（培土について）
生産局農業生産支援課資材効率利用推進班
ダイヤルイン：03-6744-2111
（飼料について）
消費・安全局畜水産安全管理課飼料安全基準班
ダイヤルイン：03-6744-1708
生産局畜産振興課飼料生産計画班
ダイヤルイン：03-6744-2399
（家畜排せつ物について）
生産局畜産部畜産企画課畜産環境・経営安定対策室環境企画班
ダイヤルイン：03-3502-0874
（魚粉・養殖魚について）
水産庁漁政部加工流通課加工振興班
ダイヤルイン：03-3502-8203
水産庁増殖推進部栽培養殖課養殖指導班,内水面班
ダイヤルイン：03-6744-2383,03-3502-8489

5.. 肥料・土壌改良資材・培土の販売業者の皆様へ（お知らせ）農水省消費・安全局

販売先の農家が生産する農産物が食品衛生法上の暫定規制値を超えないよう、以下に気をつけて下さい。

○ 暫定許容値を下回る肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）を販売しましょう。
○ 肥料等を購入、販売する際は、その肥料等が製造、輸送、保管時に放射性セシウムに汚染されないように取り扱われたものであることを購入元に必ず確認しましょう。
○ 由来や管理状況が不明な肥料等は、取り扱わないようにしましょう。
○ 輸送、保管する場合は、必要に応じて肥料等をシートで覆うなど、肥料等が放射性セシウムに汚染することのないよう十分に注意しましょう。

肥料・土壌改良資材・培土（以下肥料等と総称します。）の販売業者は、以下の事項を確実に遵守しましょう。

１ 肥料等を購入、販売する場合は、その肥料等の放射性セシウムの測定結果や使われた原料や製造方法を尋ね、暫定許容値を下回る肥料等であることを、購入元に必ず確認しましょう。

２ 由来や管理状況が不明な肥料等は取り扱わないでください。
３ 輸送、保管する場合は、・屋内で保管する、必要に応じシートで覆う、・密閉容器又はシートなどで覆って輸送する、などにより、肥料等が輸送・保管中にセシウムに汚染されることを確実に防止しましょう。
４ 上記の情報を顧客へ情報提供しましょう。

＜肥料・土壌改良資材・培土の放射性セシウムの暫定許容値＞

４００ベクレル/kg（製品重量）です。

６・我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言について(首相官邸)

政府は３月中にまとめ公表する予定であった「我が国の食と農林漁業の再生のための中間提言」について、８月２日にまとめ公表した。これによると、新規就農支援や農地集約の推進、農業法人などの資本力増強のためのファンドの創設等農業の体質強化策を今後５年間で集中的に実施するとしている。

○中間提言(PDF)については以下のアドレスからご覧ください。
http://www.npu.go.jp/policy/policy05/pdf/20110802/shiryo1.pdf
また、委員会配布資料等は以下のアドレスからご覧ください。
http://www.npu.go.jp/policy/policy05/archive02_06.html

第６回となる食と農林漁業の再生実現会議（総理官邸）

7.農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインの改定について

２３生産第３４８６号
平成２３年８月４日

全国農薬協同組合理事長　殿

農林水産省生産局長

農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドラインの改定について

農業生産工程管理（ＧＡＰ）については、科学的知見や消費者・実需者のニーズを踏まえたＧＡＰの取組内容の高度化が課題であることから、平成２２年４月に「農業生産工程管理（ＧＡＰ）の共通基盤に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を策定したところです。

今般、「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針の策定について」（平成２３年８月４日付け２３消安第９８１号２３生産第３２１５号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）の策定に伴い、本ガイドラインの一部を別紙新旧対照表のとおり改定し、これに則した農業生産工程管理（ＧＡＰ）の普及・推進を図ることとしましたので御了知ください。

また、別添のとおり、地方農政局及び農業団体等に対し通知することとしましたので、御配慮いただくとともに、本ガイドラインに則した取組が推進されるよう、貴団体傘下の会員への本件に関する情報提供等について御協力方よろしくお願いいたします。

（参考）「コメ中のカドミウム濃度低減のための実施指針」
http://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_cd/index.html

○ガイドラインの改定版は以下のアドレスからご覧いただけます。
http://www.maff.go.jp/j/seisan/gizyutu/gap/guideline/pdf/guideline_110804.pdf

8.農水省の組織・定員改正について(平成２３年９月１日)

平成２３年度組織・定員改正の主要事項について

（新たな組織の名称は仮称）

《本省組織関係》

１．戸別所得補償については、その本格実施に伴う戸別所得補償のための交付金と戸別所得補償制度全体の総括を経営局が担当。

２．米麦政策を含めた農畜産物に係る政策を生産局が一元的に担当。新たに、「生産振興審議官」を設置。

（　水田活用のための交付金や、従来、総合食料局食糧部において担当していた米麦の需給対策の担当を含む。）

３．農山漁村・農林漁業の６次産業化等を担当する局に総合食料局を再編（産業局）。

（　従来から担当していた食品産業政策に加え、生産・加工・販売の一体化のための産地の支援、知的財産保護、地域ブランド化、地産地消、輸出促進、バイオマスの利活用等の担当を含む。）

４．口蹄疫等悪性伝染病の防疫対策に必要な危機管理体制や海外における食料の生産状況等の調査体制を強化。

（　動物検疫所における専門家の増員配置、国際食料調査官の配置。）

５．政策評価、行政事業レビュー、業務のリスク管理等を推進する事務局体制を強化するため、担当の審議官（政策評価審議官）－大臣官房の担当課（評価改善課）のラインを設ける。

６．農林水産技術会議については、政務三役主導により、農林水産分野の技術開発政策と行政や民間との連携機能を十全に発揮できる枠組を構築。

《地方組織関係》

○　農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し、地域センター（６５ヶ所）を設置。

〔農林水産省設置法の改正及び地方自治法に基づく国会承認が必要〕

組織改正の概要（Ⅰ）

（新たな組織の名称は仮称）

＜本省組織＞

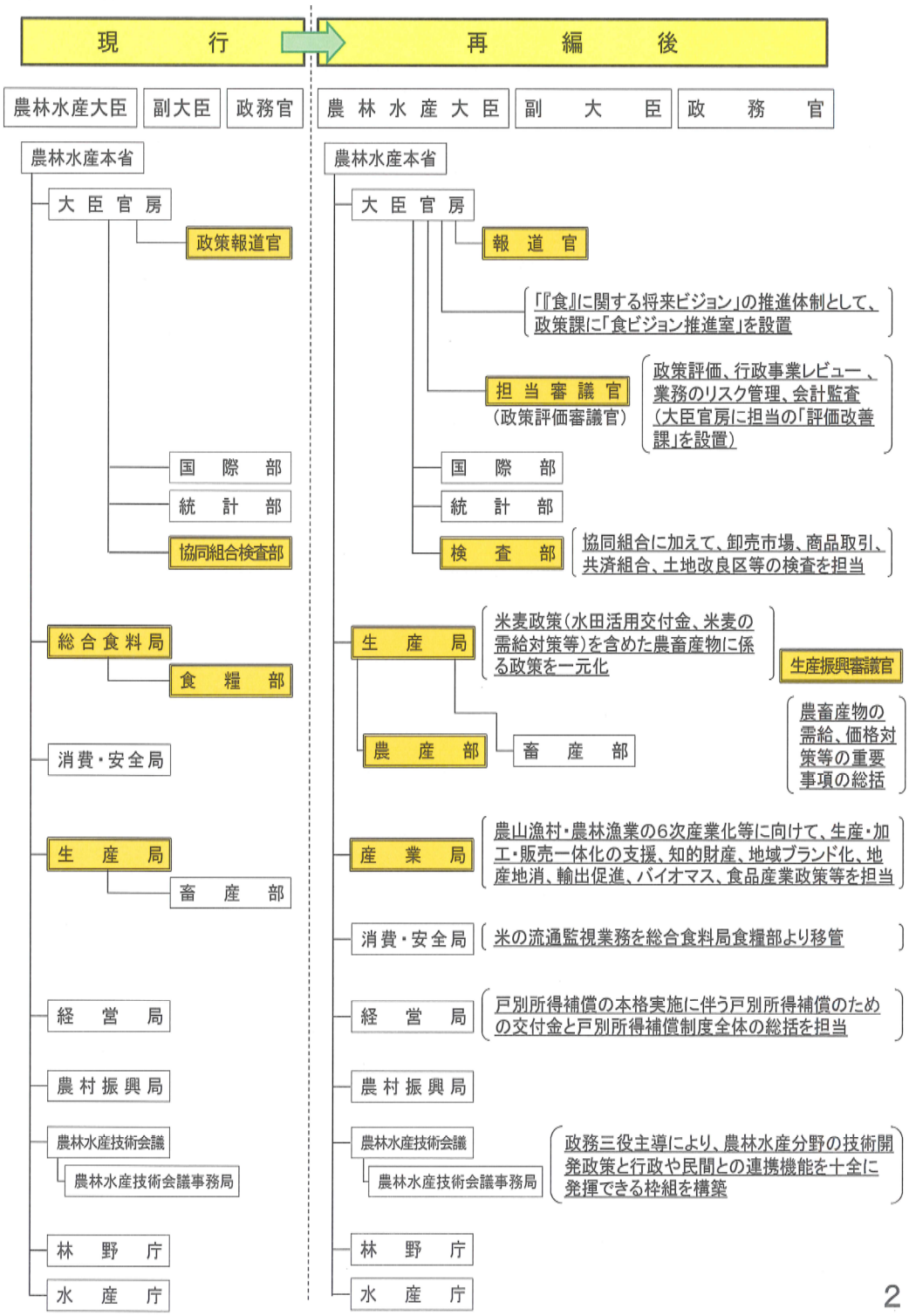

組織改正の概要（Ⅱ）

（新たな組織の名称は仮称）

＜地方組織＞

農業経営の安定や食品安全に関する業務等を国が的確に実施する体制を整備するため、地方農政事務所等を廃止し、地域センター（65ヶ所）を設置。

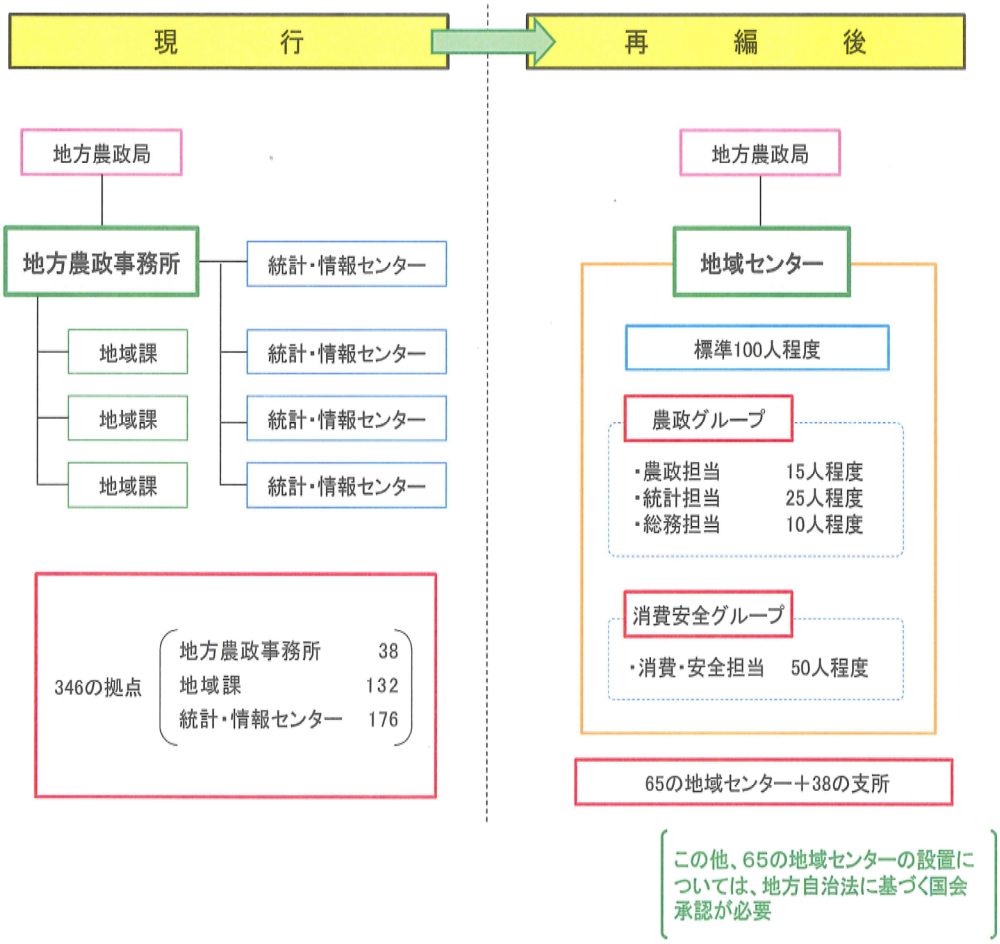

この他、65の地域センターの設置については、地方自治法に基づく国会承認が必要

3

地域センターの管轄区域及び支所

（＊）各地域センターの名称には、設置する市名を用いている。

都道府県	地域センター等の名称	管轄区域	支所
北海道	（北海道農政事務所）	札幌市　小樽市　夕張市　岩見沢市　美唄市　江別市　三笠市　千歳市　恵庭市　北広島市　石狩市　石狩郡　島牧郡　寿都郡　磯谷郡　虻田郡（ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町）　岩内郡　古宇郡　積丹郡　古平郡　余市郡　空知郡（南幌町）　夕張郡　樺戸郡（月形町）	
	函館地域センター	函館市　北斗市　松前郡　上磯郡　亀田郡　茅部郡　二海郡　山越郡　檜山郡　爾志郡　奥尻郡　瀬棚郡　久遠郡	
	旭川地域センター	旭川市　留萌市　稚内市　芦別市　赤平市　士別市　名寄市　滝川市　砂川市　歌志内市　深川市　富良野市　空知郡（奈井江町、上砂川町、上富良野町、中富良野町、南富良野町）　樺戸郡（浦臼町、新十津川町）　雨竜郡　上川郡（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、和寒町、剣淵町、下川町）　勇払郡（占冠村）　中川郡（美深町、音威子府村、中川町）　増毛郡　留萌郡　苫前郡　天塩郡　宗谷郡　枝幸郡　礼文郡　利尻郡	稚内市
	釧路地域センター	釧路市　根室市　釧路郡　厚岸郡　川上郡　阿寒郡　白糠郡　野付郡　標津郡　目梨郡	
	帯広地域センター	帯広市　河東郡　上川郡（新得町、清水町）　河西郡　広尾郡　中川郡（幕別町、池田町、豊頃町、本別町）　足寄郡　十勝郡	
	北見地域センター	北見市　網走市　紋別市　網走郡　斜里郡　常呂郡　紋別郡	
	苫小牧地域センター	室蘭市　苫小牧市　登別市　伊達市　虻田郡（豊浦町、洞爺湖町）　有珠郡　白老郡　勇払郡（厚真町、安平町、むかわ町）　沙流郡　新冠郡　浦河郡　様似郡　幌泉郡　日高郡	
宮城県	（東北農政局）	仙台市　塩竈市　白石市　名取市　角田市　多賀城市　岩沼市　刈田郡　柴田郡　伊具郡　亘理郡　宮城郡　黒川郡	
	大崎地域センター	石巻市　気仙沼市　登米市　栗原市　東松島市　大崎市　加美郡　遠田郡　牡鹿郡　本吉郡	石巻市
青森県	青森地域センター	青森市　弘前市　黒石市　五所川原市　むつ市　つがる市　平川市　東津軽郡　西津軽郡　中津軽郡　南津軽郡　北津軽郡　下北郡	弘前市
	八戸地域センター	八戸市　十和田市　三沢市　上北郡　三戸郡	
岩手県	盛岡地域センター	盛岡市　宮古市　久慈市　二戸市　八幡平市　岩手郡　紫波郡　下閉伊郡　九戸郡　二戸郡	宮古市
	奥州地域センター	大船渡市　花巻市　北上市　遠野市　一関市　陸前高田市　釜石市　奥州市　和賀郡　胆沢郡　西磐井郡　東磐井郡　気仙郡　上閉伊郡	
秋田県	秋田地域センター	秋田市　能代市　大館市　男鹿市　鹿角市　由利本荘市　潟上市　北秋田市　にかほ市　鹿角郡　北秋田郡　山本郡　南秋田郡	北秋田市
	大仙地域センター	横手市　湯沢市　大仙市　仙北市　仙北郡　雄勝郡	

4

都道府県	地域センター等の名称	管轄区域	支所
山形県	山形地域センター	山形市　米沢市　寒河江市　上山市　村山市　長井市　天童市　東根市　尾花沢市　南陽市　東村山郡　西村山郡　北村山郡　東置賜郡　西置賜郡	
	酒田地域センター	鶴岡市　酒田市　新庄市　最上郡　東田川郡　飽海郡	
福島県	福島地域センター	福島市　会津若松市　郡山市　白河市　須賀川市　喜多方市　二本松市　田村市　伊達市　本宮市　伊達郡　安達郡　岩瀬郡　南会津郡　耶麻郡　河沼郡　大沼郡　西白河郡　東白川郡　石川郡　田村郡	会津若松市
	いわき地域センター	いわき市　相馬市　南相馬市　双葉郡　相馬郡	
埼玉県	（関東農政局）	埼玉県	熊谷市
茨城県	水戸地域センター	水戸市　日立市　常陸太田市　高萩市　北茨城市　笠間市　ひたちなか市　鹿嶋市　潮来市　常陸大宮市　那珂市　神栖市　行方市　鉾田市　小美玉市　東茨城郡　那珂郡　久慈郡	
	土浦地域センター	土浦市　古河市　石岡市　結城市　龍ヶ崎市　下妻市　常総市　取手市　牛久市　つくば市　守谷市　筑西市　坂東市　稲敷市　かすみがうら市　桜川市　つくばみらい市　稲敷郡　結城郡　猿島郡　北相馬郡	筑西市
栃木県	宇都宮地域センター	宇都宮市　足利市　栃木市　佐野市　鹿沼市　日光市　小山市　真岡市　下野市　河内郡　上都賀郡　芳賀郡　下都賀郡	
	大田原地域センター	大田原市　矢板市　那須塩原市　さくら市　那須烏山市　塩谷郡　那須郡	
群馬県	前橋地域センター	群馬県	沼田市
千葉県	千葉地域センター	千葉県	君津市 匝瑳市
東京都	東京地域センター	東京都	
神奈川県	横浜地域センター	神奈川県	
山梨県	甲府地域センター	山梨県	
長野県	長野地域センター	長野市　上田市　須坂市　小諸市　中野市　飯山市　佐久市　千曲市　東御市　南佐久郡　北佐久郡　小県郡　埴科郡　上高井郡　下高井郡　上水内郡　下水内郡	佐久市
	松本地域センター	松本市　岡谷市　飯田市　諏訪市　伊那市　駒ヶ根市　大町市　茅野市　塩尻市　安曇野市　諏訪郡　上伊那郡　下伊那郡　木曽郡　東筑摩郡　北安曇郡	伊那市
静岡県	静岡地域センター	静岡市　沼津市　熱海市　三島市　富士宮市　伊東市　島田市　富士市　焼津市　藤枝市　御殿場市　下田市　裾野市　伊豆市　伊豆の国市　牧之原市　賀茂郡　田方郡　駿東郡　榛原郡	沼津市
	浜松地域センター	浜松市　磐田市　掛川市　袋井市　湖西市　御前崎市　菊川市　周智郡	

5

都道府県	地域センター等の名称	管轄区域	支所
石川県	（北陸農政局）	石川県	七尾市
新潟県	新潟地域センター	新潟市　三条市　新発田市　加茂市　村上市　燕市　五泉市　阿賀野市　佐渡市　胎内市　北蒲原郡　西蒲原郡　南蒲原郡　東蒲原郡　岩船郡	佐渡市
	長岡地域センター	長岡市　柏崎市　小千谷市　十日町市　見附市　糸魚川市　妙高市　上越市　魚沼市　南魚沼市　三島郡　南魚沼郡　中魚沼郡　刈羽郡	上越市
富山県	富山地域センター	富山県	
福井県	福井地域センター	福井県	敦賀市
愛知県	（東海農政局）	名古屋市　一宮市　瀬戸市　半田市　春日井市　津島市　犬山市　常滑市　江南市　小牧市　稲沢市　東海市　大府市　知多市　尾張旭市　岩倉市　豊明市　日進市　愛西市　清須市　北名古屋市　弥富市　あま市　愛知郡　西春日井郡　丹羽郡　海部郡　知多郡	
	豊橋地域センター	豊橋市　岡崎市　豊川市　碧南市　刈谷市　豊田市　安城市　西尾市　蒲郡市　新城市　知立市　高浜市　田原市　みよし市　幡豆郡　額田郡　北設楽郡	
岐阜県	岐阜地域センター	岐阜市　大垣市　多治見市　関市　中津川市　美濃市　瑞浪市　羽島市　恵那市　美濃加茂市　土岐市　各務原市　可児市　山県市　瑞穂市　本巣市　海津市　羽島郡　養老郡　不破郡　安八郡　揖斐郡　本巣郡　加茂郡　可児郡	
	高山地域センター	高山市　飛騨市　郡上市　下呂市　大野郡	
三重県	津地域センター	三重県	伊勢市
京都府	（近畿農政局）	京都府	
滋賀県	大津地域センター	大津市　草津市　守山市　栗東市　甲賀市　野洲市　湖南市　高島市	
	東近江地域センター	彦根市　長浜市　近江八幡市　東近江市　米原市　蒲生郡　愛知郡　犬上郡	
大阪府	大阪地域センター	大阪府	
兵庫県	神戸地域センター	神戸市　尼崎市　明石市　西宮市　洲本市　芦屋市　伊丹市　加古川市　西脇市　宝塚市　三木市　高砂市　川西市　小野市　三田市　加西市　篠山市　丹波市　南あわじ市　淡路市　加東市　川辺郡　多可郡　加古郡	
	姫路地域センター	姫路市　相生市　赤穂市　宍粟市　たつの市　神崎郡　揖保郡　赤穂郡　佐用郡	
	豊岡地域センター	豊岡市　養父市　朝来市　美方郡	
奈良県	奈良地域センター	奈良県	
和歌山県	和歌山地域センター	和歌山県	田辺市
岡山県	（中国四国農政局）	岡山県	津山市

6

都道府県	地域センター等の名称	管轄区域	支所
鳥取県	鳥取地域センター	鳥取県	米子市
島根県	松江地域センター	島根県	浜田市
広島県	広島地域センター	広島市　呉市　竹原市　大竹市　東広島市　廿日市市　安芸高田市　江田島市　安芸郡　山県郡　豊田郡	
	福山地域センター	三原市　尾道市　福山市　府中市　三次市　庄原市　世羅郡　神石郡	
山口県	山口地域センター	山口県	柳井市
徳島県	徳島地域センター	徳島県	美馬市
香川県	高松地域センター	香川県	
愛媛県	松山地域センター	愛媛県	大洲市
高知県	高知地域センター	高知県	四万十市
熊本県	（九州農政局）	熊本市　荒尾市　玉名市　山鹿市　菊池市　宇土市　宇城市　阿蘇市　合志市　下益城郡　玉名郡　菊池郡　阿蘇郡　上益城郡	
	八代地域センター	八代市　人吉市　水俣市　上天草市　天草市　八代郡　葦北郡　球磨郡　天草郡	天草市
福岡県	福岡地域センター	福岡市　大牟田市　久留米市　柳川市　八女市　筑後市　大川市　小郡市　筑紫野市　春日市　大野城市　宗像市　太宰府市　古賀市　福津市　うきは市　朝倉市　みやま市　糸島市　筑紫郡　糟屋郡　朝倉郡　三井郡　三潴郡　八女郡	久留米市
	北九州地域センター	北九州市　直方市　飯塚市　田川市　行橋市　豊前市　中間市　宮若市　嘉麻市　遠賀郡　鞍手郡　嘉穂郡　田川郡　京都郡　築上郡	
佐賀県	佐賀地域センター	佐賀県	
長崎県	長崎地域センター	長崎県	佐世保市 壱岐市 五島市
大分県	大分地域センター	大分県	宇佐市 豊後大野市
宮崎県	宮崎地域センター	宮崎市　都城市　日南市　小林市　串間市　西都市　えびの市　北諸県郡　西諸県郡　東諸県郡　児湯郡	都城市
	延岡地域センター	延岡市　日向市　東臼杵郡　西臼杵郡	
鹿児島県	鹿児島地域センター	鹿児島市　枕崎市　阿久根市　出水市　指宿市　西之表市　薩摩川内市　日置市　霧島市　いちき串木野市　南さつま市　奄美市　南九州市　伊佐市　姶良市　鹿児島郡　薩摩郡　出水郡　姶良郡　熊毛郡　大島郡	西之表市 薩摩川内市 奄美市
	鹿屋地域センター	鹿屋市　垂水市　曽於市　志布志市　曽於郡　肝属郡	

（注）地方農政局又は北海道農政事務所を設置する一定の地域には、地域センターを設置せず、表中の府県又は市町村を地方農政局又は北海道農政事務所が直接管轄する。

7

9.平成 23 年度病害虫発生予報第６号について

農水省は８月 11 日、向こう１か月の主要な病害虫の発生予察情報について公表した。水稲では、斑点米カメムシ類の発生が多い地域が例年に比べて増えています。都道府県から発表される発生予察情報で防除適期を確認し、薬剤防除を実施してください。
果樹では、ぶどうべと病の発生が多くなっています。
本病は、降雨が続き気温が低めの時に発生しやすいので、天候の推移に注意し、適期に薬剤防除を実施してください。

○病害虫防除に関する留意点

病害虫防除を効果的に実施するためには、病害虫の発生状況を的確に把握し、適期の防除につなげることが大切です。病害虫の発生は天候の影響を大きく受けるので、天候の状況に注意しつつ、都道府県が発表する発生予察情報に基づき、地域ごとの防除基準に従って防除を実施してください。
薬剤防除を実施する場合には、適切な薬剤を選択するとともに、病害虫が薬剤抵抗性を獲得しないように、同一系統薬剤の連続使用を避けてください。また、農薬の使用基準を遵守し、散布対象外の農作物等に農薬が飛散しないよう対策を講じてください。
東日本大震災の影響等により作付けが困難となった地域では、ほ場の管理が行えないことから、雑草の繁茂等により作物を加害する病害虫が発生することが考えられます。そのため、周辺で作付けが行われる地域では、ほ場観察を綿密に行い、状況に応じて防除ができるよう病害虫の発生状況に注意してください。

○詳細については以下のアドレスからご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/syokubo/110811.html
次回（第７号）の発表は９月８日(木)を予定しております。

勇壮な薩摩富士こと「開聞岳」

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　全農薬ひろば　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

ノウゼンカズラ　(凌霄花)　学名：*Campsis grandiflora*　英名：Chinese Trumpet Vine,

学名の Campsis（カンプシス）は、ギリシャ語に由来し、おしべの形が曲がっているところから「Kampsis(湾曲、曲がっている)」grandiflora：大きい花の、が語源。

日本で栽培されている「ノウゼンカズラ」は中国原産で平安時代に渡来されたといわれている。

名前の由来は、古名「のせう」が変化して「のうぜん」に なったとも、「凌霄」の音読みの ”りょうしょう”が変じて「のしょう」になったとの説もある。「凌霄花」は漢名からで、「凌」は”しのぐ”、「霄」は”そら”の意味で、つるが木にまといつき天空を凌ぐほど　霄は「空」「雲」の意味があり、空に向かって高く咲く花の姿を表している。夏の暑い時期は花木が少なく、枝を延ばした樹木全体に、ハッとするような鮮やかな色の花を付け、日に日に咲き変るので、よく目立つ。茎の先に房状花序をつける。花冠はラッパ型で先が５片に裂けて開く。葉は奇数羽状複葉。つるは気根を出し固着しながら伸びる。幹はフジと同じように太くなる。樹勢が非常に強く丈夫な花木であり、地下茎を延ばしひこばえを周囲に芽生えさせ、繁殖する。落花すると、蜜がたれ周りを湿らすほど。その蜜に、蜂も目ざとく姿を現す。花や樹皮は漢方薬では利尿や通経に使われる。園芸品種が複数存在し、ピンクや黄色などの花色もある。新梢に房となって花が枝元から次々に咲き、花は毎日のようにすぐに散る。花が終わった新梢をそのままにしておくと樹勢が衰えるので適切な剪定が必要。

○正岡子規の俳句に「家毎に凌霄咲ける温泉（いでゆ）かな」がある。

とても寿命の長い木で、石川県金沢市の玉泉園には、豊臣秀吉が朝鮮出兵の折に持ち帰ったとされる、樹齢 400 年になるノウゼンカズラの古木があります。古来より寺社などで栽培され、近年は庭園樹として重要な位置を占めています。

花言葉：栄光・名誉・華のある人生。全農薬の組合員の皆さんもこの花に肖りたい方が多いのではないでしょうか。

決して美容院が推薦する花（カツラ）ではありませんので誤解の無いようにお願いします（M）